

2025年秋田県ジムカーナシリーズ共通規則書

2025年青森県ジムカーナシリーズ共通規則書



公 示

本競技会は、JMRC 秋田公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際競技規則とその付則、2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード[®]行事競技開催規定及び本競技会共通規則に従い、クローズド競技として開催される。

2025 年 秋田県ジムカーナシリーズ開催日程

第1戦	4月13日(日)	協和	TARONPE・KMC
第2戦	4月13日(日)	協和	TARONPE・KMC
第3戦	5月11日(日)	OPAS	JMRC 秋田
第4戦	6月15日(日)	協和	MRC'S
第5戦	9月21日(日)	協和	MSC あきた・KMC
第6戦	10月12日(日)	OPAS	JMRC 秋田

2025 年青森県ジムカーナシリーズ 開催日程

第1戦	5月 4日(日)	切谷内 MSCはちのへ	FIT CREW
第2戦	5月18日(日)	百沢スキー場	CMSC 青森
第3戦	7月 6日(日)	百沢スキー場	CMSC 青森
第3戦	9月 7日(日)	百沢スキー場	CMSC 青森
第5戦	9月 14日(日)	切谷内 MSCはちのへ	FIT CREW
第6戦	9月 28日(日)	モーターランド [®] SP	JMRC 青森支部
第7戦	10月12日(日)	切谷内 MSCはちのへ	FIT CREW



JMRC東北 HP



CMSC青森 HP



MSCはちのへ HP



JMRC秋田 HP

第1章 大会の組織（オーガナイザーが特別規則書にて記載）

- 第1条 競技会の名称
第2条 競技種目
第3条 競技会の格式 クローズド競技
第4条 開催日
第5条 競技会の開催場所
第6条 オーガナイザー
第7条 組織委員会
第8条 競技役員
第9条 1. 大会事務局 2. 参加受付期間 3. 参加費用
(参加費用に変更があります)
第10条 競技会のタイムスケジュール
(慣熟走行に変更があります)

第2章 競技参加に関する基準規則

- 第11条 1. 秋田県ジムカーナシリーズ競技会クラス区分
① Kクラス ⇒660cc 未満（ターボ・AT 含む・駆動方式・制限無）
②オートマクラス ⇒排気量・駆動方式制限無
③2WD クラス ⇒660cc 以上の2 輪駆動車両
④4WD クラス ⇒660cc 以上の4 輪駆動車両
⑤ビギナークラス ⇒参戦経験の少ない方、自信の無い方（車両制限等無し）
⑥オープンクラス ⇒タイヤ制限・駆動方式・排気量制限無し
(ナンバー無し車両に限りスリックタイヤ使用可)
⑦マスターズクラス ⇒年齢満 60 歳以上
(車両はオープンクラスに準ずる)

※使用可能タイヤについて

Kクラスからビギナークラスまで市販ラジアルとし、2021 年 12 月 31 日以降で、1 銘柄で単一コンパウンドかつ国内販売が 30 サイズ以上のラインナップを有するタイヤであること。更に、UTQG の TREAD WEAR200 以上のタイヤも適用とする。(タイヤの刻印で確認) 海外タイヤの使用も認める。

純正装着タイヤも認める *使用可能タイヤラインナップ参考

※全クラス、ライセンスは不要とするが JMRC 東北の共済加入を強く推奨する。

※①～⑤までのクラスはそのままの状態で車検適合する車両であること。

※⑥オープンクラスはスピード競技規定に基づいた車両（SA-X.SC.D 等）、車検に適合する車両など制限はないが、明らかな違法改造車は当日の車両検査において参加を取り止める場合がある。

事前に主催者に問い合わせること。

※仮ナンバーでの移動は不可とし積載車等により搬入をすること。また仮ナンバーでの競技参加は原則も認めない。

2. 2025 年青森県ジムカーナシリーズ

競技会クラス区分

秋田県ジムカーナシリーズ競技会クラス区分に準じる

第12条 参加資格

- 1.ドライバーは公安委員会発行の有効な、普通 1 種自動車以上の運転免許証の所持者でなければならない。
- 2.下記の項目に属するドライバーの参加は許されるが得点（ポイント）は与えられない。
2024 年の全日本ジムカーナ選手権のポイントランキング 3 位までのドライバーが本シリーズ戦に参加の場合は特別招待選手とし、参加料は免除される。(B 地区以外の全日本選手権シードドライバーは参加できない)
- 3.20 歳未満のドライバーは参加申込に際し、親権者の承諾をオーガナイザーに申請しなければならない。

第13条 得点基準

- 1.各競技会の上位より各クラス毎に得点を与える。
但し本シリーズ戦において参加車両違反に起因する失格処分を受けた参加者及びドライバーは該当する競技会の全得点が無効、以後の競技会に出場停止となる場合もある。

2.得点配布

順位	得点	順位	得点
1 位	20 点	6 位	6 点
2 位	15 点	7 位	4 点
3 位	12 点	8 位	3 点
4 位	10 点	9 位	2 点
5 位	8 点	10 位	1 点

第14条 シリーズ戦表彰対象資格について
シリーズ表彰対象資格は全シリーズ6戦中、2戦以上の参戦を必要とする。

第15条 シリーズ特別ポイントについて
CMSC 青森ジムカーナ クローズドクラスの同一クラスに参加された場合、特別遠征ポイントとして秋田県ジムカーナシリーズのポイントへ5点が加算される。但し特別ポイントは2戦までとする。
なお、CMSC 青森ジムカーナ クローズドクラスに参戦している選手が秋田県ジムカーナシリーズに参加された場合も同様のポイントが加算される。なお加算ポイント申請は参加申込時、または受付時に行うこと。

第16条 入賞者の表彰
本規定第13条によって得た得点の各クラス上位5名をシリーズ戦入賞者と定めJMRC 秋田支部が表彰する。表彰式及び新年会を開催する場合は会費制とする。

第17条 参加制限
1. 最大参加受理台数は原則として無制限とする。
2. 同一選手は、1つのクラスにしか参加できない。
3. 同一車両による重複参加はクラスに関係なく認め、重複回数の制限もないものとする。

第18条 参加申込方法及び参加受理
1. 所定の参加申込書等に必要事項を記載し、署名捺印のこと。
2. 参加車両名は15字以内とし車両名（型式ではなく通称名:ロードスター、ヤリス等）を入れること。
3. 参加申込は、必要書類に記載の上、本特別規則書第9条1項の所へ、同条2項の期日を厳守し、同条3項に記載の参加費用を添えて、郵送又は直接大会事務局へ持参すること。但し参加費用は現金とする。
4. オーガナイザーは本人に理由を示す事無く参加を拒否する事が出来る。その場合、参加費用は返還される。

第19条 参加車両及びドライバーの変更
1. 正式受理後のドライバー変更は、如何なる理由があっても認められない。
2. 正式受理後の参加車両の変更は認められない。但し大会 当日受付終了時までには大会事務局宛に理由を付した変更届、及び変更する車両の必要書類を提出し主催者が承認すれば他クラスへの変更が認められる。

第20条 車両検査（以下車検と言う）
1.車検は特別規則書または公式通知が示すタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車検を受けてない場合、不合格の場合、又は技術委員長の修正指示に従わない場合は競技に参加できない。
2.技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求める事ができる。修正を求められた車両は修正後再車検を受けなければならない。
車検終了後の車両は、タイヤ、点火プラグ、Vベルト以外の部品交換、分解整備作業等を行う場合は事前に競技委員長への届出及び承認を必要とする。
参加者は、技術委員長の求めがあれば、各自の車両が車両規則に合致している旨を車両公認書または車両諸元表あるいはカタログ等を提示して証明しなければならない。
技術委員長は、公式車検以外であっても必要に応じ臨時の車検を実施することができる。

第3章 競技に関する基準規則

第21条 ドライバースブリーフィング
1.ドライバースブリーフィングはあらかじめ指定した場合に於いて行われ、少なくとも競技開始15分前に終了する。
2.ドライバースブリーフィングは大会特別規則書内第10条のタイムスケジュールに従って行われる。
3.すべてのドライバーは、必ずドライバースブリーフィングに出席しなければならない。

第22条 慣熟走行または慣熟歩行
慣熟走行または慣熟歩行は第10条のタイムスケジュールに従って行われる。慣熟走行または慣熟歩行についてはオーガナイザーが特別規則書にて記載する

第23条 スタート
1.出走順は原則として、ゼッケン番号順に行うものとする。
2.スタート方法は、エンジンを始動した状態でスタンディングスタートまたは路面状況を考慮し、競技長が定められた位置からのフライングスタートとする。

第24条 リタイア
競技途中で競技を中止する場合は、明確に意思表示を行いその旨を競技役員に申し出て棄権すること。

第25条 一般安全規定
1.オープンカーは乗員保護のため4点式以上のロールバー装着を強く推奨する。ハードトップ装着車両、純正のロールバー装着車両は帆を全閉し、車両検査において安全が確認できれば走行を認める。ロールバー非装着車両の走行は認めない。
2.全ての車両は3点式以上の安全ベルトをしていること。4点式安全ベルト等を追加装備する場合は、車両区分に応じたJAF国内競技車両規則第5編付則の「安全ベルトに関する指導要項」に適合した方法でシートベルトを装着すること。

第26条 ドライバーの装備
1.競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブ、又はそれと同等の物を着用し、手首、足首等の皮膚が露出しない事、又その着衣や装備は難燃剤であることが望ましい。
2.競技用ヘルメットはJAF国内競技車両規則第5編付則の「競技用ヘルメットに関する指導要項」に適合するものを着用することを強く推奨するが、車検の際に安全と判断されたものに関して使用を認める。

第27条 信号表示
1.競技中のドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則の「スピード行事における旗信号に関する指導要項」及び国際モータースポーツ競技規則付則H項に規定された信号によって伝達される。
◆日章旗又はクラブ旗 スタート合図
◆黄旗 バイロンタッチ・脱輪等
◆黒旗 ミスコース、直ちに退場
◆赤旗 危険有り 直ちに停止
◆緑旗 オールコースクリア
◆チェッカー旗 ゴール合図

第28条 競技の中断
1.事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、又は天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する場合、競技長は赤旗を表示し同時に全てのオブザベーションポストにおいても赤旗が表示される。
2.競技中断の合図と同時に走行中の競技車両は直ちに走行を中止しオフィシャルの指示に従うこと。

第29条 計時
1.計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
2.計測方法は主催者に委ねる。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第30条 順位決定

原則として2ヒートトライとし、そのうちの早いほうのタイムを成績とし順位を決定する。但し、同タイムの者が複数の場合は以下により順位を決定する。

- ①セカンドタイムの良好な者。
- ②排気量の少ない者。
- ③競技会審査委員会の決定による。

第31条 ペナルティ

1. コース上の指定されたパイロンに対し、接触、移動、転倒が判定された場合は、1個につき5秒を走行タイムに加算する。
2. ミスコースと判定された場合、当該ヒートを無効とする。
3. 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに10秒を加算する。
4. スタートの指示に従わなかった場合は当該ヒートの出走資格を失う。
5. スタート合図後10秒を経過してもスタートラインを通過しない場合、当該ヒートの出走資格を失う。
6. 走行中に他の者（オフィシャルを含む）の援助を得た場合当該ヒートを無効とする。
7. スタートの合図後速やかにスタートしない場合ペナルティとして5秒加算する。
8. スタート後3分を経過してゴールラインに到達しない場合は当該ヒートを無効とする。

第32条 失格規定

本競技会に於いて次の行為を行った場合、審査委員会の決定により参加者及びドライバーを失格とする。

1. 競技役員の重要な指示に従わなかった場合
2. 不正行為を行った場合。
3. コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。
4. 車両保管中に申告無しに競技車両を持ち出したりした場合。

第4章 抗議

第33条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。但し、本特別規則書に規定されたオーガナイザーの行う参加拒否及び審査委員会の決定及び判定に対しての抗議は出来ない。

1. 抗議を行う場合、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出する事。
2. 抗議料は、審査委員会により抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。
3. 抗議による車両の分解検査に要した費用は、抗議が正当と裁定された場合は抗議対象者、正当と裁定されなかった場合は抗議提出者が負担する。また、その分解整備等に要した費用の算定は技術委員長が行う。
4. 審判員の判定、及び計測機器の位置、精度に関する抗議は出来ない。
5. 審査委員会の裁定結果は、参加者に公式通知で発表される。

第34条 抗議の制限時間

1. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
3. 競技中の過失及び反則行為に対する抗議は、当該ドライバー、ゴール後の30分以内に提出しなければならない。

第35条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 審査委員会は、保安上又は不可抗力の理由で競技会の延期、中止、走行距離の短縮、競技回数の変更を行う事が出来る。
2. 審査委員会は、悪天候又はコースコンディション悪化等により1ヒートのみで競技会を打ち切る場合がある。この場合、全エントラントが1回以上の走行をしている場合、1回目（第1ヒート）の結果をもって成績とし、競技は成立したものとする。
3. 競技会が中止された場合、参加料は返還される。延期の場合の参加料は当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。参加者が延期された競技会に参加しない場合、参加料は返還される。但し天地変の場合はこの限りでない。（第8章記載）

第6章 損害の補償

第36条 損害の補償

1. 参加者及びドライバーは、参加車両及び付属部品等の損害、盗難、紛失等の損害及び会場等の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず、各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者、ドライバー、サービス員、ゲストは競技会の大会、役員、競技役員が一切の損害賠償責任を免除されている事を了承しなければならない。即ち、大会役員及び競技役員は、その任務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、ドライバー、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第37条 遵守事項

1. すべての参加者は、明朗かつ公正に行動し暴言を謹みスポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。
2. 競技中又は競技に関係する業務に就いている時は、薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒等をしてはならない。
3. オーガナイザーや大会後援者、競技役員、審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

第8章 参加費用の返金に関する規則

第38条 参加費用の返金

1. 理由を問わず参加費用の返金が行われる場合は、事務手数料及び送料として1,000円を差し引いた金額を返金する。
2. 天災地変等の理由により競技会が中止となった場合参加費用を返金しない場合がある。その場合オーガナイザーは理由を明記した文書を参加者全員にホームページ等で告知する。